

(議事要旨 2) 企業会計基準委員会の活動状況について

まず、企業会計基準委員会の紙谷副委員長及び中條委員より、日本基準の開発状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。続いて、企業会計基準委員会の山口委員より、国際対応の状況について説明がなされ、質疑応答が行われた。

日本基準の開発状況

企業会計基準委員会からの報告について、企業会計基準諮問会議の委員より以下の意見が聞かれた。

(リース会計)

- 公開草案に寄せられたコメントの対応においては、公開草案の公表前には十分な検討に至っていなかった論点も出てくることもあると考えられる。このうち実務上の影響が大きい論点については、時間をかけて丁寧に検討いただきたい。

(金融商品会計 (金融資産の減損))

- ステップ 4 の検討にあたっては、関係する企業へのアウトリーチを積極的に行って基準開発を進めていただきたい。

(四半期報告書制度の見直しへの対応)

- 2022 年 12 月 27 日に金融審議会から「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」が公表された時点では、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下「四半期会計基準」という。)を四半期決算短信及び半期報告書でも適用できるようにすることが合理的であるとの意見があったと理解している。このため、四半期会計基準について適用が終了した会計基準等となるのであれば、四半期決算短信の作成において実務上の混乱が生じることが懸念される。
- 四半期会計基準の適用が終了され、新たな中間財務諸表に関する会計基準が作成されるという方向性については、影響の大きい事項であることから企業会計基準諮問会議に事前に報告がなされるべきではなかったか。また仮に期中報告に関する会計基準を開発するとしても、現行の四半期会計基準から会計処理等を変更する必要性はなく、四半期会計基準等の名称変更にとどめるべきである。
- 仮に四半期会計基準が金融商品取引法上の告示指定から外れるとしても、四半期財務諸表を作成する際によりどころとして必要であるため、四半期会計基準をそのまま残すこ

との検討が必要であると考える。

- 財務諸表利用者の立場からは、どのような基準に基づき財務報告が行われるかは重要であり、四半期会計基準のメンテナンスも含め、中長期的にも企業会計基準委員会で出来る限りの対応をしていただきたい。
- 四半期会計基準の適用が終了となることについて関係者に十分な説明がなされていない印象があるため、関係者が 2024 年 4 月以降の新たな制度に円滑に対応できるように十分な情報発信と丁寧な周知をしていただきたい。
- 四半期会計期間を前提とせず中間会計期間の財務諸表を作成するための会計基準を定めるということであれば、企業会計審議会「中間連結財務諸表作成基準」、「中間連結財務諸表作成基準注解」、「中間財務諸表作成基準」及び「中間財務諸表作成基準注解」（以下「中間作成基準等」という。）との整合性が問題になり得るため、中間作成基準等をどのようにメンテナンスしていくかについても検討いただきたい。

国際対応の状況

企業会計基準委員会からの報告について、企業会計基準諮問会議の委員より以下の意見が聞かれた。

- 基本財務諸表プロジェクトについては、IFRS 任意適用企業に大きな負担がかかり、また、今後 IFRS 会計基準を適用することを検討している企業にも影響が生じる会計基準となるため、再公開草案が公表されず最終化されることに大きな懸念がある。

以 上